

志學館大学大学院心理臨床学研究科教員資格審査基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、志學館大学大学院学則第12条第2項の規程に基づき、志學館大学大学院心理臨床学研究科における教員の資格審査基準に関し必要な事項を定める。

(指導教員)

第2条 指導教員は、次の各号に掲げる基準の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者を、原則として人間関係学部（大学院心理臨床学研究科を含む。以下「同じ。」）の教授のうちから選考する。ただし、必要があるときは、人間関係学部の准教授又は講師及び人間関係学部以外の教授のうちから選考することができる。

- (1) 博士の学位（外国におけるこれと同等と認められる学位を含む。以下同じ。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(授業担当教員)

第3条 授業担当教員は、次の各号に掲げる基準の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し教育研究上の指導能力があると認められる者を、人間関係学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから選考する。ただし、必要があるときは、人間関係学部以外の教授、准教授、講師及び助教のうちから選考することができる。

- (1) 博士の学位を有し、かつ、教育・研究上の業績を有する者
- (2) 教育研究上の業績が前号の者に準ずると認められた者
- (3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

附 則

この基準は、平成17年4月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行する。